

旧警戒区域（帰還困難区域・双葉町）で農業を営んでいた申立人について、申立人所有の農機具につき取得価格に実際の使用可能年数（15年・30年など）を基礎とする減価をして損害額を算定し、また、経過使用年数が約1年以内の農機具は減価せず取得価格に基づき損害額を算定して賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の各損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

- 損害項目 ①避難費用（交通費）
 （謝礼）
 （生活費増加分）
 （食費増加分）
 （その他）(1)風呂代・葬儀出席支出(2)米代
 (3)長男宅への滞在費・交通費
- ②一時立入費用（交通費）
 （宿泊費）
- ③生命身体損害（交通費）
 （医療費）
 （入通院慰謝料）
- ④精神的損害（避難慰謝料）
- ⑤財物損害（車両）
 （家財）
 （農機具）
- ⑥弁護士費用

期 間 自 平成23年3月11日 至 平成24年5月31日

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項の損害項目及び期間についての和解金として、1238万2598円の支払義務があることを認める。

記

| | | |
|-----------|------------|----------|
| (内訳) 損害項目 | ①避難費用（交通費） | 1万5000円 |
| | （謝礼） | 10万0000円 |
| | （生活費増加分） | 1万4344円 |

| | |
|----------------|-----------|
| (食費増加分) | 7万2755円 |
| (その他) | 20万6410円 |
| ②一時立入費用 (交通費) | 11万8350円 |
| (宿泊費) | 1万0800円 |
| ③生命身体損害 (交通費) | 5万0000円 |
| (医療費) | 4725円 |
| (入通院慰謝料) | 112万5000円 |
| ④精神的損害 (避難慰謝料) | 162万0000円 |
| ⑤財物損害 (車両) | 17万0000円 |
| (家財) | 325万0000円 |
| (農機具) | 526万4555円 |
| ⑥弁護士費用 | 36万0659円 |
| | (損害額の3%) |

第3 支払方法 (省略)

第4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目の内、③生命身体損害(交通費)(医療費)(入通院慰謝料)、④精神的損害(避難慰謝料)及び⑤財物損害(車両)(家財)(農機具)の損害項目以外の各損害項目(同項記載の期間に限り、その遅延損害金を含む。)について、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務のないことを相互に確認する。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が記名押印の上、申立人が1通を、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年9月13日

(仲介委員長 及川健二、仲介委員 五島丈裕)